3　機上ＤＭＥ	有効通達距離、最大測定距離及び距離の測定確度
4　航空機用気象レーダー	有効通達距離、測定距離の範囲並びに方位及び距離の測定確度
5　機上タカン	有効通達距離、最大測定距離並びに方位及び距離の測定確度
6　ＡＴＣトランスポンダ	有効通達距離
7　電波高度計	最大測定高度及び高度の測定確度
8　航空機用ドップラ・レーダー	最大測定高度、最大測定対地速度、最大測定偏流角並びに対地速度及び偏流角の測定確度

6　［略］

7　６の欄は、使用する無線設備の機器が検定合格機器である場合は、検定番号の欄にその検定番号を記載すること。外国政府による型式検定の場合、検定番号を当該政府の承認番号と読み替え、国名、認定機関名とともに以下のように記載すること。また、環境条件については、５の欄の例に準じて記載すること。

［表略］

8　７の欄は、次によること。

［⑴　略］

⑵　変調方式コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

［⑶　略］

9　８の欄は、次によること。

⑴　区別の欄は、送信機及び受信機が一の筐体に収められている場合は、□にレ印を付けること。

⑵　通過帯域幅の欄は、次によること。

ア　受信周波数が470MHz未満の場合は、中間周波数における６dB低下の幅を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。

イ　受信周波数が470MHz以上の場合は、中間周波数における３dB（機上ＤＭＥのものについては、中間周波数における６dB）低下の幅を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。

ウ　中間周波数における低下の幅を記載することが困難な場合は、これに準じた適宜な方法によることができる。

［削る］

10　［略］

11　10の欄は、当該無線局で使用する空中線ごとに個別の番号を付すこと。なお、同一の空中線であつても、空中線の利得及び給電線等の損失が異なる場合は、「１－２」のように枝番を付すこと。

4　航空機用気象レーダー	有効通達距離、測定距離の範囲並びに方位及び距離の測定確度
5　機上タカン	有効通達距離、最大測定距離並びに方位及び距離の測定確度
6　ＡＴＣトランスポンダ	有効通達距離
7　電波高度計	最大測定高度及び高度の測定確度
8　航空機用ドップラ・レーダー	最大測定高度、最大測定対地速度、最大測定偏流角並びに対地速度及び偏流角の測定確度

7　［同左］

8　６の欄は、使用する無線設備の機器が検定合格機器である場合は、その検定番号を記載すること。外国政府による型式検定の場合、検定番号の欄に当該政府の承認番号と読み替え、国名、認定機関名とともに以下のように記載する。環境条件については５の欄の例にならい記載すること。

［表同左］

9　［同左］

［⑴　同左］

⑵　変調方式コードの欄は、電波の型式別に、コード表により該当するコードを記載すること。

［⑶　同左］

［新設］

10　８の欄は、電波の型式別に、受信周波数が470MHz未満の場合は６dB低下の幅を、470MHz以上の場合は３dB（機上ＤＭＥのものについては６dBとする。）低下の幅を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。

11　［同左］

12　10の欄は、当該無線局で使用する空中線ごとに個別の番号を付けること。なお、同一の空中線であつても、空中線の利得及び給電線の損失等が異なる場合は、「１－２」のように枝番を付すこと。